

京都市訓令甲第 2 号
序 中 一 般

京都市局長等専決規程の一部を次のように改正する。

令和元年9月30日

京都市長 門 川 大 作

別表第2子ども若者はぐくみ局長の項第3号中「子どものための教育・保育給付」の右に「及び子育てのための施設等利用給付」を加える。

附 則

この訓令は、令和元年10月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)